

建築審査会審議概要

会議名		令和7年度第2回札幌市建築審査会
開催日時		令和7年10月22日(水) 午前10時30分～午前11時35分
開催場所		Web会議
出席者	委員	森会長、宮浦委員、喜多委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員3名 政) 都市計画部地域計画課地域計画係長、係員2名 教) 学校支援担当部学校配置マネジメント担当課施設整備係長、係員1名
審議結果		議案第1号について「同意」
議事概要		○：委員の発言 ●：説明員の発言 (1)報告事項（令和7年度第1回札幌市建築審査会議案第2号案件） 【主な質疑応答】 ●今回整備する音楽室は、文部科学省の学校施設整備指針に基づき札幌市が作成している学校標準図のとおり、壁や天井の内装材に吸音ボードやグラスウールを使用し、窓は二重サッシや気密性が高いものを採用するなど防音性能に配慮した設計とする。 また音楽室利用時の配慮として、近隣住民の生活や学校活動の支障となるような大きな音を発生させる授業等を行う際には、窓を開放しない運用とする。夏季も冷房設備を使用し、窓を閉めた状態でも授業等を行うことができる環境とする。本件は令和7年9月4日付けで許可済み。 ○近隣とのトラブルにつながりかねないため、事前説明だけではなく、建設開始時等にも説明を行うよう心がけていただきたい。 (2)議案第1号 札幌市都心まちづくり支援型総合設計制度により、容積率の限度を超えて共同住宅を新築したい旨の許可申請（建築基準法第59条の2第1項）

【主な質疑応答】

- ファニチャーの移動等、冬季のオープンスペースの活用に係るアイデアや計画はあるか。
- ファニチャーは固定式である。全面的にロードヒーティングが敷設されているため、屋外利用できることは年間通して変わらない。
- 意欲的な計画のため、冬季の活用にも積極的に挑戦してほしい。
ヨーロッパや東京、関西などでは、外部用ストーブを設けるカフェなどの事例もある。誘導用途や維持管理における検討に期待する。
- オープンスペースに対して熱意のある計画であるが、どのような協議を経たのか。
- オープンスペースが市民に利用され、居心地が良い空間となるよう、事業者と札幌市で十分な協議を行った。
- 今後このような取組が路面電車沿道に波及して欲しいと考える。沿道では、今後、このような計画を誘導していくのか。
- この地区では、景観的なガイドライン等の策定は検討していないが、近隣に景観まちづくり指針を策定している地区があり、今回の計画は、その指針の景観形成の基準を加味した整備内容となっている。
- 一般利用者に対して、自由に利用してよいオープンスペースであることが伝わるような標示板の設置を望む。
- 標示板は、オープンスペースに面する北側道路に2つ設けるほか、東側道路にもオープンスペースが北側道路側にある旨を標示する。
- 誘導用途と一体的に整備した場合の係数の加算について、考え方を伺いたい。
- オープンスペースガイドラインで示す協議事項の適合度合に応じて係数を決定している。誘導用途の係数については、整備基準を満たした上で、協議事項を全て満たした場合に最大値として評価する。
- 共同住宅が主用途であるが、居住者動線がサイドに集約されており、オープンスペースの公共性に配慮されている。上手く運用され、今後もこのような空間が提供されることを期待する。

	○店舗（誘導用途）利用者が自転車を利用することも多いと思うが、 冬場の放置自転車含め、駐輪はどのように計画されているか。 ●店舗（誘導用途）の専用駐輪場はない。放置自転車も含め自転車の 乗り入れが無いように維持管理を行う。 (3)報告事項（包括同意基準に基づき許可した案件の報告） 道路内の建築制限に係る包括同意基準に基づく許可（建築基準法第44 条第1項第2号） 質疑等なし (4)報告事項（包括同意基準に基づき許可した案件の報告） 日影規制の適用除外に係る包括同意基準に基づく許可（建築基準法第 56条の2第1項ただし書） 質疑等なし 以上
連絡先	札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当） 電話番号：011-211-2859